

遡及指定が認められる場合における施設基準の取扱いについて

① 旧医療機関等において届出が受理されていた施設基準

新医療機関等として旧医療機関等の患者を引き続き診療すること等、診療実態が変わらないため新医療機関等としての保険医療機関等の指定を遡って行う遡及指定の趣旨を踏まえ、遡及指定日時点では、新医療機関等として保険医療機関等の指定は受けていないものであるが、旧医療機関等において既に届出が受理されていた施設基準であって、新医療機関等においても当該要件を満たしているものとして**保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあつては指導監査課)ごとに定められた期日**までに届出が行われたものに係る診療報酬及び調剤報酬は、新医療機関等において引き続き遡及指定日から算定できるものとする。

② 旧医療機関等では届出がされておらず、新医療機関等において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要しない施設基準

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和8年3月5日保医発 0305 第7号。以下「基本診療料通知」という。)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和8年3月5日保医発 0305 第8号。以下「特掲診療料通知」という。)に掲げる届出を行うに当たって実績を要しない施設基準の診療報酬については、施設基準の要件を満たしているものとして定められた期日までに届出があり、要件審査を終えた場合に限り、遡及指定日の属する月から算定できるものとする。

③ 旧医療機関等では届出がされておらず、新医療機関等において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要する施設基準

基本診療料通知及び特掲診療料通知に掲げる届出を行うに当たって実績を要する施設基準の診療報酬については、旧医療機関等における実績を基本診療料通知及び特掲診療料通知の「第2届出に関する手続き」における実績として取り扱った上で、①と同様、施設基準の要件を満たしているものとして定められた期日までに届出があり、要件審査を終えた場合に限り、遡及指定日の属する月から算定できるものとする。

なお、旧医療機関等において当該実績を有していない場合は、基本診療料通知及び特掲診療料通知のとおり、新医療機関等において届出にあたり実績を有していることが必要となる。

※届出に関する期日については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあつては指導監査課)にお問い合わせください。

※施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

※施設基準の届出については、基本診療料通知及び特掲診療料通知等に基づき届出を行うこと。